

# 平成29年度 介護予防・日常生活支援総合事業について

## 目的

住民等の多様な主体による幅広いサービスの提供を通し、高齢者の社会参加や役割づくりを図りながら介護予防・生活支援を総合的に進め、住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会につなげる

## 1 内容

■ 介護予防・生活支援サービス事業	
◆ 訪問型サービス ～ 要支援者等の居宅において介護予防を目的として行う	
介護予防訪問介護	現行の給付事業の介護予防訪問介護と同様に、訪問介護員等の専門職による入浴の介助、身体整容、外出介助等の身体介護及び生活援助を提供する。 (現行のサービスを継続)
訪問型サービスA (緩和した基準)	介護予防訪問介護よりも人員などを緩和した基準により、市が定める研修受講者等による生活援助等を提供する。(掃除、買い物、調理等の生活援助)
訪問型サービスB (住民主体)	主にサービス提供者の介護予防の視点を持ち、ボランティア等が住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援を提供する。 (買い物代行、ゴミ出し、電球の交換、階段の掃除、除雪 等)
◆ 通所型サービス ～ 要支援者等が通いの場において介護予防を目的として行う	
介護予防通所介護	現行の給付事業の介護予防通所介護と同様に、専門スタッフによる必要な日常生活の世話及び機能訓練を一体的に提供する。(現行のサービスを継続)
通所型サービスA (緩和した基準)	ア 介護予防通所介護のサービスの中で入浴・送迎を選択して利用できるサービスを提供する。 (機能訓練等、機能訓練等+入浴、機能訓練等+送迎)
	イ 介護予防通所介護よりも人員など緩和した基準により、専門スタッフによる少人数を対象とした運動機能の向上を図るためのサービスを提供する。 (主に機能訓練 等)
■ 一般介護予防事業 ～ 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、幅広い高齢者が参加できる住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場を継続的に拡大していく地域づくりやリハビリテーション専門職を活用した取組等を行う	
■ 介護予防ケアマネジメント ～ サービスの利用に必要なアセスメント(課題分析)、ケアプラン作成、モニタリング等を行う	

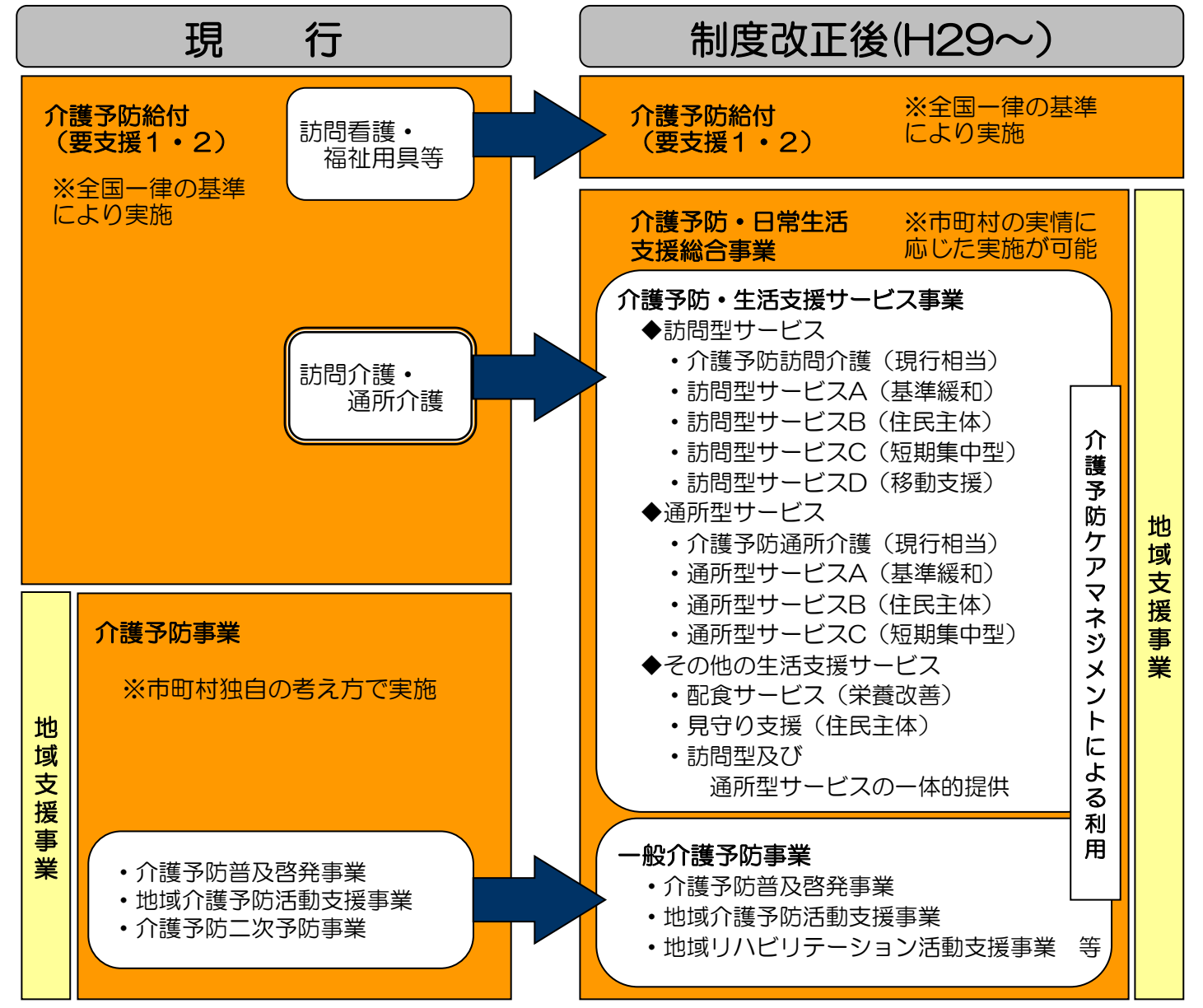
## 2 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

- 65歳以上(3,000人程度)
- 要支援者(要支援1及び2)
- 基本チェックリストによる該当者

## 3 申請等の窓口

- 帯広市介護保険課
- 地域包括支援センター

## □ 国による制度改正の内容(参考)



## 4 今後のスケジュール

8月	9月	10月	11月	12月	29年1月	2月	3月	29年4月
・事業所等との意見交換	・厚生委員会報告(サービス単価・基準について)		・事業者説明会		・事業者公募開始 ・地域説明会(市民)		・広報等による市民周知	・総合事業開始